2026年10月1日

株式会社ＵＡＣＪトレーディング

採用活動におけるハラスメント防止の取組みついて

１．採用活動の基本方針

ＵＡＣＪグループは、人権を尊重することが、従業員のみならず、お取引先の皆様や地域などを含む社会全体の“Well（幸福な状態）”を向上するものと考えます。また、「ＵＡＣＪグループ人権基本方針」に基づき、事業活動に関わる全ての人々の人権を尊重し、人権侵害を助長しないように努めており、採用活動においても、あらゆる就職差別やハラスメント行為を禁止しています。

人種、信条、国籍、性別、性的指向、性自認、言語、宗教、思想、社会的出身及び障がいの有無等を理由とした差別の禁止はもちろんのこと、パワハラやセクハラのみならず、求職者の職業選択の自由を妨げるオワハラを含むすべてのハラスメントを許しません。

２．行動指針（従業員の遵守事項）

当社従業員が求職者等と接する際は、以下のルールを順守します。

（１）求職者との連絡は、原則として会社指定の連絡ツール（公式採用マイページや社用メールなど）を使用し、従業員個人のLINEやSNS（X、Instagram等）等での連絡は行わない。

（２）求職者との面談は、原則として「会社施設」「学校施設」「Web面談ツール」もしくは「第三者の目がある環境（個室ではない喫茶店、レストラン等）」で実施する。

（３）就職支援企業が運営するOB/OG訪問マッチングサービス等の私的利用は行わない。

（４）面談は、原則として日中に行うこととし、社外説明会・インターンシップ等で懇親会を実施する場合であっても、遅くとも20時までに終了する。

（５）懇親会を行う場合は、希望者だけが参加できるよう配慮するとともに、1対1での飲食は禁止する。

（６）上記の懇親会や個人面談を実施する際は、事前に人事企画室長に申請し、事後報告する。

３．社内教育

ハラスメントを発生させないために、面接やインターンシップに関わる社員への教育を実施しています。

４．就活ハラスメントに関する相談窓口

求職者からのハラスメントに関する相談に対応するため、専用の相談窓口を設置します。相談したことを理由に選考上で不利益な扱いを受けることは一切ありません。

就活ハラスメント相談窓口：recruit-compliance@ml.uacj.co.jp

５．就活ハラスメントへの対応姿勢

（１）就活ハラスメントの相談を受けた場合は、事実関係を迅速かつ正確に確認し、被害の拡大防止および再発防止に向けた対策等、適切な措置を講じます。

（２）相談者及び行為者等の関係者のプライバシーを保護するために必要な措置を講じます。ご相談いただいた内容や個人情報は、相談者本人の同意なく行為者へ開示することは一切ありません。

（３）相談したことを理由に選考上で不利益な扱いを受けることは一切ありません。また、事実関係の確認等に協力した従業員に対して不利益な扱いをすることも一切ありません。

以　上